

消防予第 306 号  
令和 5 年 5 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿  
各 指 定 都 市 市 長 }

消 防 庁 次 長  
( 公 印 省 略 )

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等について

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 48 号。以下「改正省令」という。）、畜舎等に係る基準の特例の細目の一部を改正する件（令和 5 年消防庁告示第 6 号。以下「改正告示 6 号」という。）、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号。以下「7 号告示」という。）、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（令和 5 年消防庁告示第 8 号。以下「改正告示 8 号」という。）及び配電盤及び分電盤の基準の一部を改正する件（令和 5 年消防庁告示第 9 号。以下「改正告示 9 号」という。）が令和 5 年 5 月 31 日に公布されました。

今回の改正は、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）に定める畜舎等に係る特例基準に関して、「規制改革推進に関する中間答申」（令和 4 年 12 月 22 日規制改革推進会議決定）を踏まえ「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」（部会長：関澤愛東京理科大学総合研究院・火災科学研究所教授）において検討を行い、その結果を踏まえ、見直しを行うものです。

また、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「対象火気省令」という。）に定める蓄電池設備に係る基準に関して、「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大

学総合研究院教授)における検討結果を踏まえ、見直しを行うものです。さらに、固体燃料を使用した火気設備の離隔距離に関して、「火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会」(部会長：松島均日本大学生産工学部特任教授)における検討結果を踏まえ見直しを行うほか、配電盤及び分電盤の基準に関して所要の見直しを行うものです。

また、対象火気省令の一部改正に伴い、〇〇市(町・村)火災予防条例(例)(昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号)についても、別紙のとおり所要の改正を行いました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

## 記

### 第一 畜舎等に係る特例基準の見直しに関する事項

#### 1 畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象施設の追加について

畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象となる施設について、現行の畜舎、堆肥舎及び関連施設(搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設)に加え、貯水施設及び水質浄化施設、保管庫(防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるもの以外のものを保管しないものに限る。以下同じ。)、排水処理施設、発酵槽等を追加したこと。なお、追加される施設についても、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象施設と同様に、①防火上及び避難上支障がないこと、②周囲の状況から延焼防止上支障がないこと、等の要件を満たすことが必要としたこと(改正省令による改正後の規則(以下「新規則」という。)第32条の3第1項及び第2項関係)。

#### 2 保管庫の用に供する部分の床面積の合計が3,000m<sup>2</sup>を超えるものに係る消防用設備等の特例基準について

畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象となる施設のうち、保管庫の用に供する部分の床面積の合計が3,000 m<sup>2</sup>を超えるものについては、火災初期の段階を過ぎた場合の火災拡大の危険性や消火の困難性に鑑み、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準では設置を不要としている屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備を、原則どおり設置することとしたこと。また、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準で認めている消防用水の特例(設置が必要となる面積の緩和、二以上の部分が渡り廊下等で接続されている場

合の設置基準の緩和)を適用しないこととしたこと。なお、貯水施設及び水質浄化施設、排水処理施設、発酵槽等については、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準と同じ基準を適用することとしたこと(新規則第32条の3第3項から第6項まで関係)。

### 3 畜舎等に係る基準の特例の細目の一部改正について

新規則において、畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象施設となる保管庫に保管することのできる「防火上支障がない物資及び車両」について新たに規定するほか、所要の規定の整理を行うこととしたこと(改正告示6号による改正後の畜舎等に係る基準の特例の細目(令和4年消防庁告示第2号)第2関係)。

## 第二 蓄電池設備に係る基準の見直しに関する事項

### 1 対象火気省令において規制する蓄電池設備の見直しについて

現行の対象火気省令においては、4,800アンペアアワー・セル未満の蓄電池設備を規制の対象から除いているが、今回、規制の対象となる蓄電池設備を、電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に一般的に用いられている蓄電池容量(キロワット時)を用いて区分することとし、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くこととしたこと(改正省令による改正後の対象火気省令(以下「新対象火気省令」という。)第3条第17号関係)。

### 2 耐酸性の床上等に設けなければならない蓄電池設備の見直しについて

開放形鉛蓄電池を用いたもの以外については耐酸性の床上等に設けなくてもよいこととしたこと(新対象火気省令第12条第8号関係)。

### 3 雨水等の浸入防止措置の見直しについて

屋外に設ける蓄電池設備について、雨水等の浸入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくても、雨水等の浸入防止措置の講じられた筐体に収められたものとするればよいこととしたこと(新対象火気省令第14条第5号関係)。

### 4 建築物からの離隔距離の見直しについて

屋外に設ける蓄電池設備については、原則として建築物から3メートル

以上の離隔距離を設ける必要があるが、一定の要件を満たせば離隔距離は不要とされており、当該要件に、新たに、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを追加することとしたこと（新対象火気省令第16条第4号関係）。

5 蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準について

対象火気省令上の規制の対象外となる蓄電池容量10キロワット時を超え20キロワット時以下の蓄電池設備であって出火防止措置が講じられた蓄電池設備を定めることとしたこと（7号告示第2関係）。

また、建築物からの離隔距離を取らなくてもよいこととする延焼防止措置が講じられた蓄電池設備を定めることとしたこと（7号告示第3関係）。

第三 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直しに関する事項

1 厨房設備の離隔距離について

対象火気設備等の離隔距離を定めている対象火気省令別表第1に、新たに、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めることとしたこと（新対象火気省令別表第1関係）。

2 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部改正について

対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離を決定するための試験方法の特例として、固体燃料を使用するものや火災予防上安全性が高い構造のものの特例を追加することとしたこと（改正告示8号による改正後の対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）第5及び第6関係）。

第四 第一種配電盤等の配線用機器等に係る耐熱基準の見直しに関する事項

屋内消火栓設備の低圧式の非常電源専用受電設備の第一種配電盤等について、キャビネットが一定の基準を満たしていることを条件に配線用機器等の耐熱基準を緩和するほか、所要の規定の整理を行うこととしたこと（改正告示9号による改正後の配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号）第3から第5まで関係）。

第五 施行期日等に関する事項

1 施行期日について

改正省令のうち規則の一部改正、改正告示6号、改正告示8号及び改正告

示9号については公布の日、改正省令のうち対象火気省令の一部改正及び7号告示については令和6年1月1日から施行することとしたこと（改正省令附則第1項、改正告示6号附則、7号告示附則、改正告示8号附則及び改正告示9号附則関係）。

## 2 経過措置について

新対象火気省令第3条第17号に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、改正省令第2条の規定の施行の際現に設置されているもの及び同条の規定の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、新対象火気省令第2章の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しないこととしたこと（改正省令附則第2項）。

## 第六 火災予防条例（例）の一部改正に関する事項

### 1 対象火気省令の一部改正に伴う改正等について

対象火気省令の一部改正に伴い、火災予防条例（例）についても第二1から4まで及び第三1と同様の改正を行うこととしたこと（第11条の2、第13条及び別表第3関係）。

また、キュービクル式以外の蓄電池設備等についても建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととしたこと（第11条関係）。

そのほか、火を使用する設備等の届出の対象から、蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備を除くこととしたこと（第44条関係）。

### 2 施行期日等について

#### (1) 施行期日について

令和6年1月1日から施行することとしたこと（附則第1項関係）。

#### (2) 経過措置について

第五2と同様の経過措置のほか、第11条第1項第3号の2等の改正に伴う所要の経過措置を設けることとしたこと（附則第2項から第4項まで関係）。

〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例 新旧対照表

○ 火災予防条例（例）（昭和三十六年十一月二十二日 自消甲予発第七十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（変電設備）</p> <p>第十一条 屋内に設ける変電設備（全出力二十キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>三の二 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>三の三 十（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第十一条の二 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ―（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのもの）を用いて充電する設備（全出力二十キロワット以下）を用いて充電する設備（全出力二十キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有</p>	<p>（変電設備）</p> <p>第十一条 屋内に設ける変電設備（全出力二十キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>三の二 キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>三の三 十（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第十一条の二 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ―（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのもの）を用いて充電する設備（全出力二十キロワット以下）を用いて充電する設備（全出力二十キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有</p>

する設備本体及び充電ポスト（コネクタ―及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一～三 （略）

四 その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

五～十九 （略）

2 （略）

（蓄電池設備）

第十三条 蓄電池設備（蓄電池容量が十キロワット時以下の及び蓄電池容量が十キロワット時を超え二十キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の防火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和五年消防庁告示第七号）第二に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

2 （略）

3 第一項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の防火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第三に定めるもの並びに消防

する設備本体及び充電ポスト（コネクタ―及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一～三 （略）

四 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

五～十九 （略）

2 （略）

（蓄電池設備）

第十三条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が四千八百アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 （略）

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキ  
ュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から三メート  
ル以上の距離を保たなければならぬ。ただし、不燃材料で造  
り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この  
限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、  
構造及び管理の基準については、第十条第四号、第十一条第一項  
第三号の二、第五号、第六号及び第九号並びに第十一条の二第一  
項第四号の規定を準用する。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第四十四条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生の  
おそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようと  
する者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出な  
ければならぬ。

一 十二 （略）

十三 蓄電池設備（蓄電池容量が二十キロワット時以下のものを  
除く。）

十四・十五 （略）

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、  
構造及び管理の基準については、第十条第四号、第十一条第一項  
第三号の二、第五号、第六号及び第九号並びに第二項並びに本条  
第一項の規定を準用する。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第四十四条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生の  
おそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようと  
する者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出な  
ければならぬ。

一 十二 （略）

十三 蓄電池設備

十四・十五 （略）



別表第三

種類	離隔距離 (cm)					備考		
	入り	上方	側方	前方	後方			
[略]	燃焼以外	開放式	組立型こんろ・グリル付こんろ・グリル付こんろ、キヤビネット型こんろ、グリル付こんろ・グリル付こんろ	218W以下	100	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
			組立型こんろ・グリル付こんろ、グリル付こんろ、キヤビネット型こんろ、グリル付こんろ	148W以下	80	0		0
			据置型レンジ	218W以下	100	15注		15
厨房設備	燃焼以外	開放式	組立型こんろ・グリル付こんろ、グリル付こんろ、キヤビネット型こんろ、グリル付こんろ	218W以下	80	0	0	
			据置型レンジ	218W以下	100	15注	15	15注
			本機を燃焼させるもの	—	250	200	300	200
[略]	燃焼以外	開放式	上記に分類されないもの	—	150	100	200	100
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50

備考 1～3 (略)

## 附則

## (施行期日)

- 1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の〇〇市(町・村)火災予防条例(以下「新条例」という。)第十三条第一項に規定する蓄電池設備(附則第四項に掲げるものを除く。)(以

別表第三

種類	離隔距離 (cm)					備考		
	入り	上方	側方	前方	後方			
[略]	燃焼以外	開放式	組立型こんろ・グリル付こんろ・グリル付こんろ、キヤビネット型こんろ、グリル付こんろ・グリル付こんろ	218W以下	100	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
			組立型こんろ・グリル付こんろ、グリル付こんろ、キヤビネット型こんろ、グリル付こんろ	148W以下	80	0		0
			据置型レンジ	218W以下	100	15注		15
厨房設備	燃焼以外	開放式	組立型こんろ・グリル付こんろ、グリル付こんろ、キヤビネット型こんろ、グリル付こんろ	218W以下	80	0	0	
			据置型レンジ	218W以下	100	15注	15	15注
			本機を燃焼させるもの	—	250	200	300	200
[略]	燃焼以外	開放式	上記に分類されないもの	—	150	100	200	100
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50

備考 1～3 (略)

下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第十一条第三号の二（新条例第八条の三第一項及び第三項、第十一条第三項、第十二条第二項及び第三項並びに第十三条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第十三条第一項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第十三条第一項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第十三条第一項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるものうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。